

小規模企業共済制度・経営セーフティ共済の オンライン手続きの拡充について

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区）は、小規模企業共済制度及び経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）のオンライン手続きについて、本日より、利用可能となるメニューを拡充いたします。これにより、契約者の皆様はより便利に手続きを行うことが可能となります。

■拡充となる手続きについて

小規模企業共済制度および経営セーフティ共済においては、2023 年 9 月より「オンライン手続きポータル」を公開し、一部手続きについてオンライン手続きを開始しておりますが、本日より、以下の手続きについても新たに取扱いが可能となります。

<小規模企業共済>

- ・掛金納付月数の通算申出（同一人）
- ・共済金、解約手当金の請求

<経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）>

- ・解約手当金の請求（任意解約）

今回の拡充により、オンライン申請が可能な手続きは別紙一覧のとおりとなります。
本件につきましては、共済サポート navi でもご案内しておりますので併せてご参照ください。

- ・共済サポート navi

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html>



※オンラインでの手続きには、小規模企業共済制度の場合はマイナンバーカードによる本人認証、経営セーフティ共済の場合は gBizID プライムのアカウント取得が必要になります。

・小規模企業共済オンライン手続きポータル



https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RG00226000

・経営セーフティ共済オンライン手続きポータル



https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RG00226001

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小企業・小規模事業者・スタートアップのイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関する問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業推進部 共済制度オンライン化推進室

(担当者：野木森、鈴木)

住所：東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

電話：03-5470-1540

※一般的な制度に関するお問い合わせや手続きポータルの操作方法などについては、

共済相談室（050-5541-7171）へお問い合わせください。

「オンライン手続きポータル」にてオンライン申請が可能な手続き

2025 年 9 月 22 日から「オンライン手続きポータル」にて申請が可能となる小規模企業共済制度および経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）の手続きは以下の通りです。

【小規模企業共済制度】

オンラインでの申請が可能な手続き	
● 契約申込 ※1	
● 掛金控除証明書の電子交付	
● 掛金月額増額の増額 ※2	
● 掛金月額減額の減額	
● 月払い・半年払い・年払いへの変更	
● 掛金の一括納付	
● 氏名・自宅住所・電話番号等の変更	
● 会社名・事業所や会社等の住所・電話番号の変更	
● 掛金振替口座の変更	
● <u>掛金納付月数の通算申出（同一人）（2025 年 9 月 22 日から開始）</u> ※3	
● <u>共済金、解約手当金の請求（2025 年 9 月 22 日から開始）</u> ※4	

※1 共同経営者の方の契約申込は委託機関の窓口でのお取扱いとなります。

※2 申込時に現金納付を希望される場合は委託機関の窓口でのお取扱いとなります。

※3 承継者の方への通算（承継通算）手続き及び同一人通算手続きでも、共同経営者に関する手続きなど一部手続きについては委託機関の窓口でのお取扱いとなります。

※4 ご本人からのご請求のみ利用可能です。ご本人死亡に関する請求事由の場合や代理人の方からの請求はご利用頂けません。

【経営セーフティ共済】

オンラインで様式の作成が可能な手続き

● 契約申込 ※1

- ※1 契約申込書等の申込書類をオンライン上で作成することが可能です。
申込書類を申込者ご自身で印刷し、代理店又は委託団体へ提出いただくこととなります。

オンライン受付が可能な手続き

● 掛金の口座変更 ※2

● 法人の登記上住所地の変更・法人の代表者氏名の変更

● 事業所所在地・電話番号・資本金・従業員数の変更

● 掛金月額の増額

● 掛金月額の減額 ※3

● 掛金の掛止め届出

● 掛金の納付再開始届出

● 掛金の前納

● 解約手当金の請求（任意解約）（2025年9月22日から開始）※4

- ※2 共済契約者が個人事業主かつ、契約申込を行った委託機関（登録取扱機関）が金融機関（代理店）ではなく、中小企業団体等（委託団体）の場合のみ、掛金の振替預金口座の変更をオンラインで行うことができます。共済契約者が法人の場合は、オンラインで申請することができませんので、従来の複写式の様式にて取扱店窓口でのお取扱いとなります。
- ※3 掛金月額を減額する場合は、事業規模の縮小や、経営の著しい悪化、疾病又は負傷などについて、書面による証明が必要であり、オンライン申請の際に、書類を添付していただくこととなります。
- ※4 ご本人からのご請求で、任意解約の場合のみ利用可能です。代理人弁護士等の方からの請求はご利用頂けません。また、法人の商号変更（組織変更）や、個人事業主の姓名変更などにより、請求者（契約者）名が中小機構にお届けの内容と相違する場合はご利用いただけません。

以上